

[4]

氏名	伊藤 瞳
博士の専攻分野の名称	博士（文学）
学位記番号	文博第 253 号
学位授与の日付	2018 年 3 月 31 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 1 項該当
学位論文題目	書写材料としての秦漢簡牘の研究
論文審査委員	主査教授 藤田 高夫 副査教授 西本 昌弘 副査教授 森部 豊

## 論文内容の要旨

伊藤瞳の学位請求論文「書写材料としての秦漢簡牘の研究」（以下、本論文）は、古代中国において紙の使用が普及する以前に普遍的書写材料として用いられた簡牘（竹簡・木牘）を、書写素材としての側面に焦点を当てて論じたものである。本論文はそれぞれ 3 章から構成される第一編と第二編に分けられ、これに序論と結論、文献一覧が付されている。以下、論文内容を概述する。

「序論」は、20 世紀初頭から現代に至るまでの簡牘の発見史、および代表的研究を整理した研究史である。まずオーレル・スタインによる敦煌漢簡の発見から今日に至るまで、代表的な簡牘群の発見例が整理された上で、それを資料としてなされた簡牘研究を、段階を追って評価する。ここでは、秦漢簡牘研究の特殊性（あるいは欠陥）が指摘され、出土物としての意識がきわめて希薄であったことが指摘される。これは平城宮・京木簡などの日本木簡の研究状況と決定的に異なる点である。このため秦漢簡牘の研究は、もっぱら記述内容だけが注目され、いわば文献史料と同じような扱いを受けてきたことが示される。しかし 21 世紀に入って、秦漢簡牘をまず「モノ」として、出土物として扱い、記載された文字情報以外の情報も総合的に研究すべきだという方向性が見られるようになった。本論文は、そうした新しい研究動向の実践の一つとなるもので、簡牘がもつ書写材料としての性格を終始意識しながら、秦漢簡牘研究に新しい視角をもたらそうとするものであることが述べられる。

「第一編 秦漢簡牘の素材・形状と用途の関係」は 3 章からなる。

「第一章 簡牘の製作方法とその配給」は、竹簡・木簡の製作方法を、文献の記載と現代の製作技法とをあわせて考察したものである。そこでは同一規格の簡を大量に生産する際に、竹簡は比較的容易であるが、木簡は木目の処理（木取り）の問題もあって竹ほど容易ではないことが指摘される。しかし実際に中国西北辺境で出土した簡牘はほとんどが木簡なのであり、行政の場で大量の需要にどうやって対応したのかを、木簡を配給した際に使われた荷札の集積から推論している。

「第二章 長さからみた簡牘の規格」では、文字通り簡牘の長さに規格があるかが問題とされる。行政文書や簿録に使用される木簡は、ほとんどが漢尺一尺であるが、典籍などには長さに関する規程があったことを伝える文献が複数存在する。本章では、対象を典籍木簡に限定し、実際に出土した竹簡・木簡の長さのデータを集積して、規格の有無、およびその規格の定着時期を論じている。結論として文献が指摘する経書を書写する簡の簡長はほぼ正確であり、その規格が出現するのは早くても前漢後期であることが提示される。

「第三章 西北辺境出土の木簡群の簡牘使用における材料選別」は、木簡の形や材質と文書との関係性の有無を探ったものである。本章では木簡の形状のうち、これまでまったく分析されることのなかった「木目」に注目し、「柾目」「板目」という材質の違いが、木簡の内容と連関性を持つか否かが問題とされる。結論としては、宛名書きである「検」、物品ラベルである「楲」には明らかに「柾目」に対する強い志向性が認められ、その他の文書・記録木簡では、官署によって「柾目」「板目」の比重に差があることが新事実として指摘されている。

「第二編 西北辺境出土簡牘からみる官衙における簡牘利用」は3章からなる。

「第一章 漢代における符・券の形態と機能」では、「割り符」としての特殊な形態と機能を有する符、および符との区別が不分明な券を取り上げ、文献の記載を踏まえた上で、出土簡牘での使用事例を逐一検討していく。結論としては、「符」は証明書・許可証という機能を本質とし、それと同様の機能を持つと考えられてきた「券」は、割り符の片割れ、つまり符の一部と捉えるのが最も整合的であることが示される。

「第二章 漢代における伝の機能」は、関所などを通過する際のパスポートである伝に焦点を当て、通関の管理が現場でどのように記録され処理されたのかを再現しようとしたものである。そのときに本章が注目するのは、旅行者が携帯する伝の現物は本来的に通関の現場には残らないとしたうえで、いわゆる通関記録の「別筆」部分の意味である。また通関記録と思われる内容が、必ずしも伝の謄写記録だけに限らない、という事実も指摘される。こうした状況から、本章は最末端での記録集積には、ある種の現場主義が容認されていたという結論が導かれる。

「第三章 肩水金関出土の致籍からみた関所における通関検査業務」では、前2章で検討した符・券・伝に加えて、関所の通過に関わる簿籍と考えられる「致籍」を取り上げる。

「致」あるいは「致籍」とはどのように定義すべきかについては、学界でもなお見解の一致をみていない。本章では、通関者自身の情報、所持品の情報、出入記録の3要素を持つものを致籍と捉えた上で、致籍がまとまって出土した肩水金関出土簡を中心に、通関手続きの詳細が検討される。さらに本章では、こうした現場で書き込まれた致籍が上級機関である都尉府でも出土することの意味が掘り下げられ、肩水金関が都尉府の直属機関であった可能性が示唆される。

「結論」では、本論文での成果を要約・概観した上で、モノとして、出土物として簡牘を扱うことの重要性、およびその視角から引き出される情報の有用性が述べられる。

## 論文審査結果の要旨

本論文の最大の価値は、秦漢簡牘研究の方法において、木簡は「モノ」としてまず扱うべきだとの視点を貫いたところにある。序論の研究史でも指摘されているように、秦漢簡牘研究は、写真や出土地などの「モノ」に不可欠な情報が当初は欠如したままで歴史史料として扱われたため、記述内容を文献史料と同様にみなしてしまい、その結果、比較的長文の記述内容を持つ木簡だけが注目されるという状況に陥っていた。その後、記述内容以外の木簡が持つ情報を最大限に引き出そうとする姿勢が、とりわけ日本において明確となるが、中国においては残念ながら現在でも活字化された釈文のみを見て写真さえ見ない研究が多数見られる。そうした現状において、本論文を貫く姿勢は、秦漢簡牘研究の健全な方向性を体現したものと評価することができる。

その姿勢がもっとも効果的に成果を挙げているのが第一編である。木簡の製作技法を实地聞き取りも加えて検討し、大量生産の困難さから、行政現場における配給システムの存在を導き出した部分は、従来の研究の欠落を埋める独自の成果である。また、墓葬出土の典籍竹簡を大量に集積し、長さの規格化が前漢後半期を遡らないことを探り当てたのも、本論文の重要な成果の一つである。さらに従来まったく考慮されてこなかった「木目」の問題に着目し、行税の現場に書写素材選別の意識が存在していたことを示したのも、いまだ試論の域に留まるものとはいえ、今後の簡牘研究に新しい視角をもたらしたものと評価できよう。

第二編で論じられる符・券・伝は、特定の用途に用いられる簡牘である。本論文では、弁別の難しい符と券の区別に一定の解決をもたらし、伝と致籍の関係についても説得的な結論を得ている。さらに本論文では、現場で作成される記録の多様性と、その一方で共通のフォーマット上で運営されたはずの秦漢時代の文書行政との関係性を考察し、この時代の行政における、ある種の現場主義の存在を想定するに至っている。この想定は本論文では明言されていないが、漢代の「上計制度（地方の様々なデータを中央に報告し検査する制度）」の運用実態に、新しいフレームを付与する可能性を有しているということができる。

しかしながら、なお課題も残る。本論文で大量に引用されている簡牘史料については、解釈の不合理なものが若干見受けられ、必ずしも立論の根拠とならない場合がある。また、木簡を「モノ」としてあつかう姿勢の徹底度という点では、日本木簡の研究が当然参照されてしかるべきであるが、本論文では日本木簡の研究成果が十分に取りいれられていない。またこうした秦漢簡牘研究が、当該時代の歴史研究としてどのような意義を有するののかも明確に自覚されていない。今後、一層の視野の拡大を求めたいところである。

このようにいくつかの課題も指摘することはできるが、木簡を文献とは違うものとして扱い、モノとしての木簡が有する情報を最大限に引き出そうと試み、それに一定の成功を収めたという点で、本論文は我が国における中国古代簡牘研究の望ましい方向性を示しているということができる。

よって、本論文は博士論文として価値あるものと認める。